

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年6月27日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラといいます。よろしくお願いします。

先日、東海第二原発のブローアウトパネルの閉止装置の試験が行われました。この結果を受けて昨日も審査会合で議論がされましたが、この結果を受けて、委員長としてこの審査の見通しをどのように御覧になっっていますでしょうか。

○更田委員長 ブローアウトパネルの試験については、昨日かな、審査会合で日本原電の説明を受けたところですが、ブローアウトパネルを閉止した状態での密封性は確認することができた。それから、振動後の、振動台で揺らした後の閉止させる装置に関しては、まだ少し手を加えなければならないということがわかったと。それから、閉止した状態であっても、振動が加わると少し開いてしまう。

これは原電の対処の問題ですけれども、今の基本設計の範囲の中で対処できるという説明をしているようではありますけれども、実際の詳細の設計というのは工事計画認可の中で見ていくけれども、基本設計に係る部分に関して、原電の考えていることはわかったし、基本的な原理については成立しているという受けとめ方をしています。

○記者 あと、昨日の審査会合の中で規制庁側から指摘もあったのですが、チェーンが切れたからチェーンを丈夫なものにする。少し開いてしまったので、かんぬきでとめる対策を考えていると。これが言ってみれば、ちょっと場当たりのと言っってはなんですが、規制庁の方の間からも、少し安直ではないですかと、まずは原因究明をというお話があったのですが、これはやはり事業者としての安全文化とか姿勢の問題にもつながるのかなと私はちょっと思ったのですが、いかがでしょう。

○更田委員長 姿勢の問題というよりは、事業者としての大きな判断はそこにかかっているとと思っています。というのは、今、私たちは、東海第二の設置変更許可に係る判断については、非常に大詰めに来ていると。一旦設置変更許可を受けると、許可を受けた内容の範囲の中で詳細設計を組み立てて、工事計画認可をとらなければいけない。

一般論で言えば、許可を受けた基本設計の範囲の枠の中で工事計画認可が受けられな

いような状態になったときというのは、時間がある場合は、設置変更許可申請を改めて行って、設置許可の基本設計の枠組みを変更して工認をとるというやり方になるわけですが、東海第二にその時間が残されているわけではない。

つまり、設置変更許可申請を行って、審査が1日で終わったとしたって、パブコメをやっているって、2か月、3か月というプロセスというのは余り現実的ではないですけれども、ですから、少なくとも3か月以上の時間がかかるという時間が東海第二にはあるわけではないので、彼らにはもう改めて設置変更許可を申請する機会はないわけです。

そうすると、彼らにとっては、今行っている申請の内容を前提に、私たちは許可なり、不許可の判断を出します。不許可の判断だったらそこで終わりだけれども、許可の判断を貰ったとしても、その許可された基本設計の枠の中で工事計画認可を受けなければいけない。

そのために、今日午後何時ですかね、4時半ですか、日本原電から補正があると。そこで私たちとしては2点確認したい。一つは、これが本当に最終的な最後の、原電としては最終的な申請なのか。もう一つは、この申請内容、変更許可というのは、当然、申請の内容が前提となって許可されますから、そこで示されている基本設計に基づいて、今後、工事計画認可にチャレンジすると言ってしまうは正しくないかもしれないけれども、工事計画認可を受ける方針なのかということを確認したい。

今後、工事計画認可で何か基本設計の範囲内で対処できないとなったら、これはもう、先ほど申し上げたように、変更申請を行っているチャンスがないわけですから、原電にとっては、今申請している基本設計の枠の中で工事計画認可もきちんととれるという彼らとしてははっきりした見通しが持てないと、私たちとしても許可の判断ができない。そこで、今日夕方ですか、4時半に原電から最終的な補正を受け取る際に、この点に関しては明確に確認をしたいと思っています。

補正書を受け取る時、必ずしも公開をしているわけではないですけれども、今回は問い合わせを行いますので、そういった意味で、公開で補正書の受け取りをしようと、そういうことです。

○司会 ほか、ございますでしょうか。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

関連ですけれども、現場で私も拝見して、その後、原電さん側の説明とかも聞いたのですが、何か原電さんは、手動で閉止したから問題はないのだということを現場では御説明なさっていたのですけれども、昨日の審査会合ではその話は出てこなかったのですが、手動で閉止すればいいものなのかどうかというのがちょっと根本的な疑問にあるのですが、委員長はどうお考えでしょうか。

○更田委員長 要求しているのは、着実に閉止できること。というのは、これは制御室の居住性にかかわるものなので、ブローアウトパネル開口部からプルーム、放射性物質が

放出され続けている状態が続くと、制御室の居住性が耐えられないものになってはいけませんので、まず閉めたい。ただし、閉まったら閉まったきりで、もう二度と開かないでは困るので、さらに、そこから注水なりなんなり、大規模損壊等々を考えたときには、一旦閉めて、また開けたいときには開けられることが大事だよと。

これは程度の問題ではあろうとは思いますが、開いてしまっても、わずかなもので速やかに手動で閉められれば、それはそれで結構なのだけれども、そもそも害のあるものが出てくるのを塞ごうとしているところへ人を寄せなければならぬわけであって、ですから、これはある程度、程度の問題であらうと思っています。

本当にやむを得ない場合は、これは要求にも記されて要求もしていることですが、やむを得ない場合は手動でもやれるようにということにはしてあるので、手動でやれるということは要件ではあるのですけれども、自動装置といいますか、電動の装置の方が、必ず手動を当てにするというのでは困ってしまうので、程度の問題だろうと思います。

○記者 ちょっと昔のことを思い出したのですが、考えてみると、1Fの事故のときに3号機の格納容器ベントが遅れた理由というのは、諸説ありますけれども、やはり放射性物質の放出に対する運転員の恐怖心といいますか、そういうものが大きく作用したのではないかというのがありますので、今回の件もヒューマンなファクターをどのように考えていくかというのは、少し整理しないとイケないのではないのでしょうか。

○更田委員長 このブローアウトパネルの操作をしなければならないときというのは、既に炉心溶融に至っている事態なので、通常時にちゃんとできます云々という状態ではないのですよね。そもそも極めて深刻な状態に入っている中で、こういったことができるかと。それから、これは言ってみれば緩和策なので、緩和策というのも、これはやはり程度の争いになるのですね。

防止策と違って、防止策の場合は、もうこれは防止できることになる。緩和はよりましな状態にということで、確かに事故のとき、例えば2号機に対する対処でいえば、1・3号機の水素爆発の影響が、これも心理的な影響も含めてですけれども、非常に大きな影響があったと思っています。

また、ブローアウトパネルから、これはソースタームに関しては諸説いろいろありますけれども、2号機のブローアウトパネルから水蒸気が出ているのを見て、やはりあのとき閉められるものだったら閉めたかったのですよね。その経験が今回の基準の要求にも反映をされていて、やはりブローアウトパネルは開けたいときは開けたいし、閉めたいときは閉めたいものではあるので、そんなにしょっちゅうあけたり閉めたりを何回もするような性質のものではないのですけれども、そこで、やはり閉めたいときには閉めるためのメカニズムを持ってほしいというのが要求の内容です。

それから、おっしゃるように、そもそも使うのは緊急時にあって、それも深刻な緊急時にあってというのは、きちんと考えていかなければいけないところだと思います。

○司会 それでは、スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキです。よろしくお願いします。

東海第二の審査の関係で、本日、補正書を受け取るということなのですからけれども、先ほど2点確認するというお話だったのですけれども、その2点で規制庁側の指摘に対してしっかりとした回答が得られた場合は、速やかに審査書案の取りまとめに入るという認識でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 これは原電の回答次第で、今おっしゃったように、今日午後、原電がどれだけ明確な回答をするかどうかということにかかっていますけれども、それが仮定の上での話をするのは余り正しくはないかもしれないけれども、審査書案の取りまとめに関しては、内部の作業ではかなりのところまで進んでいて、ここの確約がきちんととれるようであれば、おっしゃるように、審査書案をお示しする時期は非常に近づいていると思っています。

○記者 以前、委員長が話されたことで、一応、工認の見通しがつくまではという話があったと思うのですが、その見通しがついたという判断になるわけでしょうか。

○更田委員長 「工認の見通し」と縮められてしまうと、ちょっと趣旨が違うのですが、でも、「工認にかかる時間の見通し」で、工認にかかる時間の見通しはある程度立っていると思っています。

ただ、一方で、基本設計で許可された枠の中で詳細設計が成立するかどうか。これは時間にかかわらず、常に工事計画認可の審査をやってみなければわからない部分というのは残っています。

○記者 速やかに審査書案がまとめられるということなのですからけれども、それはもう例えば来週とかでもあり得ることなのですか。

○更田委員長 審査の見通しについては、余り言明はしていないのですが、先ほど申し上げたように、審査書案に関して、私たち委員も含めて、中での検討というのは大詰めのところまで進んでいると申し上げておこうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ナカムラさん。

○記者 日本テレビのナカムラと申します。

先週のブローアウトパネルの実験で、扉が壊れたり等はしていないのですが、昨日の審査会合を終えて、原電側が対応策をちゃんと分析した上で、こう対応するというのを示してくるということになると思うのですが、委員長がおっしゃるように、今日出てくる補正の範囲内に入るかどうかというのは、対応策がその範囲内に入っているかどうかということが一つポイントになると思うのですが、審査書案を提示するのは、とはいえ、これはこれで提示されるのか、あるいは対応策が出るまで

ちょっと見る必要があると感じていらっしゃるか、いかがでしょうか。

- 更田委員長 今おっしゃっている対応策というものは工事計画で見る範囲のものですから、設置変更許可に係る判断は、その対応策のいかんには関連しないと考えています。
- 記者 ありがとうございます。

- 司会 ほか、ございますでしょうか。シゲタさん。
- 記者 NHK、シゲタです。

関連して申し訳ないです。東海第二のことなのですけれども、今日の補正の提出のときに、これも仮で申し訳ないのですが、逆に原電から明確な回答が得られなかった場合という対応はどうなるのでしょうか。

- 更田委員長 これは時間の問題ですけれども、もう3日くれとか、もう1週間くれというのは、これは原電の判断だろうと思いますから、それは明確な回答を待つ。要するに、やはり今回の補正でもって、もう私たちの最後の申請の形ですという答えが返ってくるのを待つか、あるいはさらにもう一回原電の方として内部で検討して、さらなる補正の可能性が潰せているかどうかというのを確認するという答えがあれば、そうすると、我々は待ちに入るといふことだと思います。

- 記者 あと、工認についても一度確認させていただきたいのですが、先ほど工認にかかる時間の見通しはある程度立ったと発言されたと思うのですが、これはつまり工認にかかわる資料の提出とか彼らの評価というのが順当に出していけば、11月の期限内には運転延長認可も含めて間に合うのではないかという見通しが立っているということでしょうか。

- 更田委員長 見通しというほど穏やかではないかもしれないのは、一番時間的に厳しいのは耐震関係の解析書の提出だということで、これも実は私の聞いている限りでは、残りの部分が出てくるのが7月末と言われていたのが、どうも今8月末にまでなりそうだと。これは全体ではなくて部分ではあるので、ですので、工認に関しても時間的には厳しくなっているのは事実。

ただ、東海第二は11月28日に運転を始めていますので、11月27日が限界。ただ、運転延長認可に係るものもあるので、常識的に考えれば、工事計画認可に係る判断というのは10月中にしなければならぬかなと。

もう1週間も余裕がないというところまで行っているとは思わないですけれども、やはりその後、工事計画認可についても審査会合を積み上げてきて、スケジュールに関して、この時期までにこれがやればというのは、見通しが立ったといえれば立ったのだけれども、ただ、例えば耐震の計算書が7月末と言っていたものが8月末になりましたと。今度、これが9月末です、10月末ですと言われたら、これはこれで厳しいというよりも不可能な事態になりかねないので、審査に当たっている山中委員は、危機的というか、危機感を持っていると繰り返しおっしゃっていますけれども、危機感を持っている状況という

のは変わっていない。そういうことだろうと思います。

○記者 繰り返しになるのですが、私たちの認識としては、まだ11月までに終わるかどうかわからない状況ですと受けとめていてよろしいということですかね。

○更田委員長 そう思います。

○司会 タケオカさん。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

先ほどの東海第二で確認なのですけれども、審査書案の取りまとめが大詰めのところまで来ていて、その時期は近いと。そうすると、今日の補正提出時に先ほどの2点について確認がとれば、審査書案が7月中の定例会合に出てくると考えてよろしいでしょうか。

○更田委員長 これが原電として基本設計に係る申請内容として、これが最終版であります。それから、工事計画認可はこの基本設計の枠の中できちんとする覚悟でいると。その2点確認ができれば、審査書案については、随分前と言うほどではないけれども、確認・チェックを進めているので、そうなれば、審査の内容・結果についてお示しするまで、そう時間はかからないと思います。

○記者 その時期は7月中のいずれかの定例会合でということになりますでしょうか。

○更田委員長 7月中にやらないと、その後、パブリックコメントの期間もあり、それから、コメントも頂くでしょうから、それについて回答も用意しなければならない。

通常、審査書案をお示ししてから実際の判断に至るまでに、早くても2か月ぐらいはかかっていますから、その後の工事計画認可や運転延長認可のスケジュールを考えると、やはりこれは原電も設置変更許可に対する対応と工事計画に対する対応をずっと並行させているわけにもいかないだろうし、私たちの方としても、当然、基本設計に係るものに関して、一定の時期までには成案を得ないと、その後の工事計画の認可の審査にも差し支えるので、今おっしゃった7月中、設置変更許可に関して言えば、7月中というのは私は必須だと思いますけれども。

○記者 2点目の確認事項なのですけれども、原電としても従前の許可の範囲内で工認をとるつもりだという回答があったときに、それで実際に工認で認可がとれるという見通しがあるかないかということは脇に置いて、原電としてそのつもりであれば、許可レベルにおいてはよしという、そういうことですか。

○更田委員長 今おっしゃった意味で言えば、許可は出せる、理屈の上でね。許可は出せますけれども、工事計画で倒れる可能性はあります。

○記者 許可を出した後に、もしかしたら工認がしっかり。

○更田委員長 例えば、設置変更許可でこういう方針で物を設計しますと申請をして、その内容について、よしと言われて、今度、工事計画認可に入ったけれども、例えばプロ

ーアウトパネルは開きっ放しでいいのですとか、それでも評価をし直せば制御室の居住性は維持できるのだとか、全く別の方策でもって制御室を守りますとか、そうなったら、これは設置変更許可の内容の変更になるので、変更申請を出してくださいと。変更申請をやってくださいとなると、そこから数か月かかるので、東海第二に関して言うと現実的でない。

ですから、これは日本原電にとって簡単な判断ではなくて、許可をもらった設置変更許可時の申請の基本設計に沿った方針で詳細設計、工事が可能であることを示す必要があると、そういうことです。

○記者 1点だけ。そうすると、今日の補正提出時に原電の方針は確認できたとして、その場合でも、許可は出しても、もしかしたら工認の認可が出せないという事態も、可能性としてはあり得るということなのですか。

○更田委員長 理屈としてあり得ますし、それは常にあります。別に東海第二に限らず。

○司会 それでは、ミヤジマさん。

○記者 『FACTA』のミヤジマです。

今日は東電の株主総会があって、小早川さんから正式に2Fの廃炉検討と、それが出たわけですが、2Fがそうなったことで、東電のヒューマンリソースを含めまして、7つあるものが今度は11個全部ということになるのですけれども、2Fが廃炉になることが1Fの廃炉作業にどういう影響があるのか。バックヤードも含めましてね。それから、逆に言うと、みんな水をかぶった原子炉だということを考えたら、全部一緒くたにして特定施設にするような考え方も十分あっていいと。今までが、2Fの廃炉を決めないことで遅れていた面があると私は思うのですが、規制当局もそういう意味で、福島廃炉というのを一歩進めるといってお考えはないか、あるいはそれを前提として東電から早く話を聞くというお考えはないか伺いたい。

○更田委員長 まず、福島第一原子力発電所と第二原子力発電所と状況が全く違う。全くというか、大きく違う。一方は、3つの炉心を溶かしているわけです。置かれている状況も、それから、対処しなければならないことも決定的に違う。ですから、先週の会見でも申し上げたのですけれども、まず、とにかく東京電力にとって大事な第一のことなのだ。第二の廃炉を決めたのは、それは経営の判断として伝えられていますけれども、第二に関して言えば、第一との比較において言えば、じっくりやればいいことであって、まず第一に取り組んでくださいというのが変わらない方針です。

第一と第二がリンクするかといったときに、第二の廃炉が決まるとすれば、これから第一の廃炉を進める上で使えるかどうかというのは出てくるかもしれないけれども、これはやはり地元の方々の受けとめもあるし、第一のものを、例えば、簡単に考えると、第二に何か置けないかとかと思いますけれども、そう簡単ではないだろうなと思います。

あと、ミヤジマさんがおっしゃった人員に関して言えば、第二の再稼働の可能性を残

したままだと、要員も相当第二に張りつけておかなければならないだろうけれども、廃炉を決定したのであれば、とりあえず第二は静かな状態で置いておくことができるので、ある意味、第一の廃炉に関して、人間的には、わずかではあるけれども、有利な条件ではあると思います。ただ、福島第一原子力発電所の廃炉の困難さを考えると、それほど決定的なインパクトがあるかという、私はそうではないと考えています。

今、私たちは、福島第一の3号機、使用済燃料プールからの燃料の取り出しが本来7月から始められるはずだったけれども、これもどうも遅れそうなことを東京電力から聞いていて、福島第一に関しては、これを深刻に受けとめています。長い戦いの中の一局面にすぎないけれども、やはり3号機からの使用済燃料の取り出し、それから、建屋滞留水からの放射性物質の除去は当面の山場であるので、人員やリソースの問題というよりも、ちょっと理解しがたい技術的問題によって停滞している部分もあるので、第二の廃炉の意思決定が決定的に第一の廃炉に効いてくるとは思わないし、やや有利な条件というぐらいの受けとめ方をしています。

○記者 その理解しがたい技術的というのは何なのですか。ちょっとでもデブリを取り出すことが意味があるようなことをやっているという、そういうヒューマンリソースが3号機からの取り出しを遅らせていると、私などは正直思っているのですけれども、やはりヒューマンリソースのかけ方を間違っているのではないですかね、1Fの。その辺、どうでしょう。

○更田委員長 二つのことをおっしゃったので、順番にお答えしますが、一つ目に関して言うと、理解しがたいと申し上げたのは、詳細は、不的確なことを申し上げるとよくないので、間もなく1Fの検討会もありますので、そこで説明をと思えますけれども、電源に係るものですが、あらかじめきちんと丁寧に考えておけば起きなかったであろう不具合があったと聞いています。

それから、二つ目は、これはかつてから申し上げていることですが、デブリの取り出しに関して、早いことが期待されているのは事実ではあるけれども、私は急ぐべきではないと思っていて、いたずらに早く進めようとするのがかえって、それによってサイト内に悪い影響を及ぼすというところほど深刻に考えているわけではないのですけれども、ただ、急ごうとすると、作業者の安全であるとか、それから、通常の原子力のアクティビティだったら、規制当局は余りコストのことを考えないのですけれども、1Fはやはりとても大事なことなので、コストを10倍かけて1年早めようというようなまねをするよりも、それぐらいだったら安全を守るためにコストを使いましょうと考えますので、デブリの取り出しというのは、まだそれっていう段階には行っていないと思っていて、それよりも建屋滞留水と3号機の使用済燃料プールの取り出し、まずはここに集中して、きちっと進めることが大事だと思います。

○司会 カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

今おっしゃっていた3号機の燃料プールからの取り出しが遅れるとお聞きになったというのは、今年度中盤からと言っているのですが、そこはどのぐらい遅れるとお聞きになっていますか。

○更田委員長 まだタイミングについて私は聞いているわけではないです。ただ、7月と聞いていたのが、どうも7月ではなさそうだという程度のことは聞いています。

○記者 分かりました。その原因とか、例えば、クレーンのお話とか、そういうところでは。

○更田委員長 何か電源の規格関係のようなことを聞いていますけれども、不確かなことを言うとはなので、必要であれば担当から記者レクをさせますけれども。

○記者 分かりました。あと、東海第二に戻ってしまうのですが、耐震の説明が7月末から8月、9月になるとしんどいと。これはどのぐらい遅れたら、本当にしんどくなるのか。

○更田委員長 今、全体のうちの何割ぐらいだったかな、2割ちょっとぐらいのものが7月末には間に合わなくて、8月末だと。ですから、これはまだ今のところ、予定で言えば吸収可能なものだという判断なのですけれども、これがさらに9月末となると、もうしんどいでしょうね。

○記者 その場合、審査は継続するのでしょうか。

○更田委員長 もう、そこでやめても、終わりまで行っても大差なくなっていますので。

○記者 続ける。

○更田委員長 続けるというか、計算書が出ていない中では判断できないということですね。

○記者 分かりました。関連で、経理的基礎について、エネ庁というか、経産省にも聞かかもしれないとおっしゃっていたのは、今、どういう状況なのか教えてください。

○更田委員長 これは、元々、許可についての判断をするとき、原子炉施設の場合は経済産業大臣の意見を聞くことになっていますので、どういうやり方をするかは事務方で検討していますし、検討している内容についても聞いてはいますけれども、おそらく、経済産業大臣の意見を聴取するときに、あわせてではなくて別紙になるのかなとは思いますが、同時に、東海第二の経理的基礎を支えている要因の一つが東京電力にありますので、東京電力に対しては、経済産業大臣、NDF等々も通じて、監督している立場にあるわけですから、経済産業大臣の御意見を確認するという点については、タイミングとしては、経済産業大臣の意見聴取のタイミングになるだろうと思います。

○記者 分かりました。そうすると、審査書案を示す前ではなくて、その後という理解でいいですか。

○更田委員長 通常のケースでの原子力委員会と経済産業大臣の意見聴取というのは、審査書案の提示と同時にやっていますので、同時ということもあると思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにございますか。それでは、最後、スズキさんで。

○記者 毎日新聞のスズキです。

何度も申し訳ございません。東海第二で追加でまたお聞きしたいのですけれども、ちょっと意地悪な聞き方になるかもしれないのですけれども、これで基本設計の変更はないのか確認をしたいとおっしゃるのは、やはり時間的な問題があるからということなのですかね。時間的に、スケジュール上、もう許可を出さないといけないというタイミングだから、そこは強く念を押ししたいという趣旨なのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。中間的な答えかな。時間的なものが全く影響していないと言うつもりはありません。私も連日見ているけれども、審査部隊も設置変更許可と工認の作業で極めて大きな負荷がずっとかかり続けている。いつまでも負荷のかかった状態を続けられるとは思っていないのは事実です。それから、先ほど申し上げたように、共同通信の御質問のときにありましたけれども、設置変更許可について、その判断が7月を過ぎて8月になだれ込むようだったら、全体から見渡して相当厳しい状況が生まれると思っています。ですから、タイミングがあるのも事実ですけれども、一方で日本原電が、これが本当に最後かどうか、工認をこの範囲の中で受けることも考えると、今日はお答えできませんと言われたら、待つつもりでいます。ただ、一月待ってくれと言われたら、ちょっと待てよになるので、短期間で結論を出すというのであれば、先ほどお答えしたように待ちの状態に入るということです。

○記者 ふだんから、より保守的にという規制当局としての姿勢として、時間を理由にするというのはどうなのかなとちょっと疑問に思ったので。

○更田委員長 これは余り保守性にかかわる議論ではないというのは、実は工事計画認可に対する見通しで最後に残っているのは、やはり皆さん御承知のようにブローアウトパネルなのですよ。ブローアウトパネルは全く別の対処の仕方でも考えられないことはない。原電は、今の段階で許可を受けようとするのだったら、そのオプションを捨てることになるので、それでいいのですよねという確認をしておきたいということであって、ここで時間をかける、かけないが保守性の取り方に影響してくる議論ではないと思っています。

○記者 分かりました。もう一点、別件なのですけれども、先週、放射線審議会で、1Fの事故以降、策定された放射線の基準について、いろいろ議論が進んでいた段階だと思うのですけれども、先週の議論では、基準について、今後、教訓としてどう生かすかという話でまとめるという議論になったのですけれども、以前、委員長の会見で、空間線量の算定基準が0.23マイクロシーベルトについて、帰還を阻害するというような言い方もされていたので、先週の議論についてどう受けとめていらっしゃるのかお聞かせください。

○更田委員長 せっかくこのために来ている佐藤課長が喜んでいらっしゃいますけれどもこ

の質問は、放射線審議会の結論は大きく二つあると思っています。先日の議論をまとめたものですが、一つは、事故当初の情報が非常に限られた状況では、とても保守的な仮定を置いて、非常に保守的な仮定を置いた上で、そのもとで数値基準を導く。これはやむを得ないことではあるけれども、その後、情報が蓄積されて、また状況が変化した場合には、見直しが必要だというのが一つの大きな示された見解。

もう一つの見解は、それぞれの基準には目的と適用範囲があるわけですが、それが明確にされなかった。ああいった事故直後の状況で示される基準というのは、繰り返しますけれども、目的や適用範囲や、いついつまでという期限がしっかり示されるべきだったけれども、それが示されなかったことがあって、本来の趣旨とは外れた使い方がされてしまった。これは大きな問題だと。この二つが放射線審議会が示された見解だと思っています。

さらに、空間線量率0.23マイクロシーベルト・パー・アワーが年間被ばく線量の1ミリシーベルトに直結するものではないことは、直結するという定式化が成り立つものではないことは確認されたわけで、委員の一人、吉田浩子委員の御意見にもありましたけれども、今後の帰還等を考える際に、空間線量率0.23マイクロシーベルト・パー・アワーという数値に過剰な、大きな意味を持たせるべきではないという、このメッセージは明らかになったものと考えています。

○記者 最終的には、所管する官庁で基準見直し等々の判断はすると思うのですが、委員長御自身としては、以前発言したような、見直すべきという趣旨は特に変わりはないのでしょうか。

○更田委員長 私は最初から基準を見直すべきという言い方をしているのではないのですよ。むしろ、ファクトを明確にしてくださいと。0.23マイクロシーベルト・パー・アワーのところに住したら、年間被ばく線量が1ミリシーベルト・パー・アワーになると直結された。これは、その後得られたデータからすると明らかに過剰に保守的なので、そのことを明確にしてくれと。そうすると、ちょっと技術的な言い方になりますけれども、0.23マイクロシーベルト・パー・アワーというのは、年間被ばく線量の1ミリシーベルトと関連づけると中央値でないのは明確で、大体3倍から4倍ぐらい保守的だと。一方で、例えば、90%とか95%の人がこの範囲内に入りますという、0.23マイクロシーベルトというのがおおむねその値になる。その値のところまでだったら、90%を超えるような人たちが年間被ばく線量1ミリシーベルト以下になると、そういう値の使われ方だとするとふさわしいのだけれども、今は、0.23だったら1ミリシーベルトで、もし0.46だったら2ミリシーベルトと、そういうものでは全くないのだということを放射線審議会も明確にしてくれたし、そういった意味では放射線審議会の与えたメッセージは、正しく理解をされれば大きな意味を持っていると考えています。

繰り返しになりますけれども、基準なり何なりはそれぞれの所管が決めるべきこと。また、大きいのは、本来の趣旨を超えて使われないことが大事ではあるし、それから、

例えば、食品基準であるとか、さらに言えば8,000ベクレル等々についても、もちろん科学的な意味や保守性に関して、きちんと明確にされることは大事だけれども、一方、それぞれの基準として扱われるときには、日常の生活や商業活動にかかわることであって、科学的に正しいから、えいっとやることは、多くの被害をもたらす可能性もあるので、そういった意味では、放射線審議会が慎重な姿勢を示されたのは、これはこれで成熟した判断であろうと思います。

○記者 規制委員会としても、この数年は緊急時から平時にどんどんシフトしていったという現状だと思うのですが、平時に向けて、今回、なかなかうまく進んでいないのかなという部分が表面化したのかなと理解しているのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○更田委員長 一つ例を取って、食品基準、100ベクレル・パー・キログラムという非常に保守的なものを基準として使っています。では、この基準を見直すとしたら、何のために見直すのか。別に科学者だとか技術者のメンツのために見直すわけではないですね。1,000でも平気だから、3,000でも平気だから、そうすべきだというのは、技術者や科学者としての意見ではあるけれども、今、食品基準を、適正化と呼んでもいいけれども、適正化すると、おそらくはマーケットでの混乱も生じるだろうし、それから、風評被害等々に関して、今、せっかく状況として安定化しつつある状況をかき乱すことになりかねない。ですから、より厳しくしなければならぬ状況だったら、例えば、今、1万のものを5,000にする必要があるというのだったら、規制委員会は時期的なものでためらうことなく即座にやりますけれども、緩めたところで誰も幸せにならない、誰もという言い方はちょっと神話的な、多くの人が幸せにならない状況の中で、科学的にはこれが正しいから、例えば、IAEA等々に言ったら、諸外国からはいろいろな言われ方をします。何という非科学的な基準を置いているのだとさえ言う人もいます。確かに科学者のメンツから言ったら、速やかに緩和するのが正しいのかもしれないけれども、やはり現実を見るべきであって、今、あの100を500にしてみたところで、多くの人にとってよい状況が生まれるとは思えないと思っていますので、これは規制委員会の所掌ではないけれども、強硬に基準の見直しを進めるべきと主張するつもりはありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—